

令和6年度 肝炎治療費助成認定協議会、肝がん・重度肝硬変医療費助成認定協議会 保健福祉事務所提出締切日

○認定協議会：原則毎月第4木曜

* 審査会日程は変更になる場合があります。それに伴い保健福祉事務所提出締切日も変更になる可能性がありますので、各保健福祉事務所またはがん撲滅特別対策室へ御確認ください。（お問合せ先は裏面を参照）

審査予定日		保健福祉事務所提出締切日	
R6(2024年)	4月25日(木)	R6(2024年)	4月17日(水)
	5月23日(木)		5月15日(水)
	6月27日(木)		6月19日(水)
	7月25日(木)		7月17日(水)
	8月22日(木)		8月14日(水)
	9月26日(木)		9月18日(水)
	10月24日(木)		10月16日(水)
	11月28日(水)		11月20日(水)
	12月19日(木) ※第3木曜		12月11日(水)
R7(2025年)	1月23日(木)	R7(2025年)	1月15日(水)
	2月27日(木)		2月19日(水)
	3月19日(水) ※第3水曜		3月12日(水)

◆申請書提出期限

〈肝炎治療費助成について〉

- ・原則、**治療開始前に申請**していただくようお願いします。
- ・**治療中の方が申請された場合は、保健福祉事務所が受理した日の月の初日からの有効期限になります。**
- ・**有効期限は診断書に記載されている「治療予定期間」に即して受給者証を発行します。**

〈肝がん・重度肝硬変医療費助成について〉

- ・参加者証の有効期限は**申請があった月の初日から1年**です。有効期限終了後も対象となる場合は更新ができます。

・お住まいの地域の各保健福祉事務所（裏面記載）へ必要書類を締切日までに提出していただきますが、書類の確認や不備等があった場合を考慮して、できる限りお早目に提出いただきますようお願いします。

◆受給者証・参加者証交付

- ・協議会で承認後、各保健福祉事務所で受給者証を交付します。協議会終了後の翌月の初旬を予定していますが、詳細は、申請書提出時に各保健福祉事務所で御確認をお願いします。
- ・診断書の内容等で保留になった場合は、翌月の協議会で再審査となり、それ以降の交付となることがあります。診断書の記入漏れなどないよう御留意ください。

◆核酸アナログ製剤治療の更新手続き

核酸アナログ製剤は1年ごとの更新ができます。受給者証の有効期間に御留意ください。
有効期限の3ヶ月前から申請できます。

◆その他の注意事項

診断書の検査所見の画像診断、所見内容は具体的に記載をお願いします。また、検査日、検査値、施設基準値等も漏れがないよう確実に記載をお願いします。検査値の単位にもご注意ください。

お問合せ先

施設名	電話番号
佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1905
鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津保健福祉事務所	0955-73-4186
伊万里保健福祉事務所	0955-23-5186
杵藤保健福祉事務所	0954-22-2104
佐賀県 がん撲滅特別対策室	0952-25-7491